

患者の権利と義務

令和2年3月11日

医療法人 友愛会 松本病院は、患者さんの社会的背景や多様な価値観にも配慮し、患者さんの人権と意志を尊重すると共に、医療が患者さんと医療関係者との信頼関係の上に成り立つものであると考えます。

<患者の権利>

1. 患者は、安全で良質な医療を公平に受ける権利を持っている。
2. 患者は、病気・検査・治療・見通しなど、理解しやすい言葉で、十分な説明と情報を受ける権利を持っている
3. 患者は、自らの意志で検査や治療方法を決定する権利を持っている。
4. 患者は、自分が受けている診断や治療方針について、当院以外の医療者の意見（セカンドオピニオン）を求める権利を持っている。
5. 患者は、意識がない、或いは判断力が欠く場合であっても、他の患者と同等の権利が保証されるように、代理人（法定代理人）に決定を委ねる権利を持っている。
6. 患者は、自分の診療情報の開示を求める権利を持っている。
7. 患者は、診療の過程で得られた個人情報やプライバシーが保護される権利を持っている。
8. 患者は、疾病の予防及び早期発見についての手法など健康教育を受ける権利を持っている。

※世界医師会「リスボン宣言」参考

<患者の義務>

1. 患者には、自身の診療に関する詳細な情報を、正確に、伝える義務がある。
2. 患者には、病気や医療を十分理解するように努力する義務がある。
3. 患者には、患者確認を含めた診療行為に積極的に参加する義務がある。
4. 患者には、病院内では、当院の規則および公共の場のルールを守って、他者の迷惑にならないよう行動する義務がある。
5. 患者には、医療に医学、社会、経済、倫理等の様々な要因により限界があることを認識する義務がある。
6. 患者には、医療費の支払い請求を受けた時には、速やかに支払う義務がある。